

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月24日

北九州市長 北 橋 健 治

## 北九州市規則第9号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和46年北九州市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第7条中「確認（以下）」の次に「この条、次条第1項及び第7条の4において」を加え、「市長又は建築主事が許可等をする」を「許可等を受ける」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第6条の2第1項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。次条第2項、第7条の4及び第7条の5において同じ。）の規定により法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関（次条第2項、第7条の4及び第7条の5において「指定確認検査機関」という。）に行った申請を取り下げようとするときは、この限りでない。

第7条の2に次の1項を加える。

- 2 指定確認検査機関は、法第6条の2第1項の規定により確認を行った建築物等について、当該建築物等の建築主等から前項各号のいずれかに該当する旨の届出を受けたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。この場合において、当該報告があった建築物等については、前項の規定による届出があったものとみなす。

第7条の4及び第7条の5に次のただし書を加える。

ただし、法第6条の2第1項の規定により指定確認検査機関の確認を受けた建築物等については、この限りでない。

第7条の6第1項中「法第87条の2又は法第88条第1項若しくは」を「第87条の4並びに第88条第1項及び」に改め、同条第2項中「法第87条の2又は法第88条第1項若しくは」を「第87条の4並びに第88条第1項及び」に、「第1号」を「第1項第1号」に改める。

第12条を次のように改める。

## 第12条 削除

第13条中「法第49条第1項」を「第49条第1項」に、「法第52条第1項」を「第52条第1項」に、「法第59条第1項」を「第59条第1項」に、「法第61条又は法第62条第1項」を「又は第61条」に改める。

第22条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを

1号ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年6月25日から施行する。ただし、第7条の改正規定、同条にただし書を加える改正規定、第7条の2に1項を加える改正規定、第7条の4及び第7条の5にただし書を加える改正規定、第7条の6第2項の改正規定（「第1号」を「第1項第1号」に改める部分に限る。）、第12条の改正規定並びに第22条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条、第7条の2第2項、第7条の4及び第7条の5の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に対して行われる申請の取下げの届出、建築主等の変更等の届出、計画の軽微な変更の届出及び工事の取りやめの届出（以下この項において「届出」という。）について適用し、施行日前に行われた届出については、なお従前の例による。

3 施行日前に建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物（同法第6条の4第1項第1号に掲げる建築物を除く。）が改正前の第12条各号のいずれかに該当していた場合には、改正前の第12条及び第22条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。